

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p><b>1 契約の概要</b></p> <p>名古屋圏での県産農畜水産物の認知度向上とブランド力向上を図るため、専任の食材コーディネーターを設置し、市場開拓及び販売促進を行う。</p> <p><b>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</b></p> <p>料理店に対する営業・食材の売込みや料理店との意思疎通にはノウハウが必要である。 したがって、本委託業務については、単なる価格競争による入札で委託相手先を決めるのは適当でなく、プロポーザルで提案を求め、能力のある民間事業者を選定する。</p> <p><b>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</b></p> <p>公募型の提案協議（プロポーザル）を実施し、予算の範囲内で審査結果の上位の企画を提案する民間事業者と随意契約を締結することとする。 契約を締結しようとする株式会社CBC Dテックは、令和8年4月9日に開催した名古屋圏における県産農産物ブランド強化事業委託業務プロポーザル評価会議において、企画応募書を評価した結果、最優秀提案者として選定されたものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。